

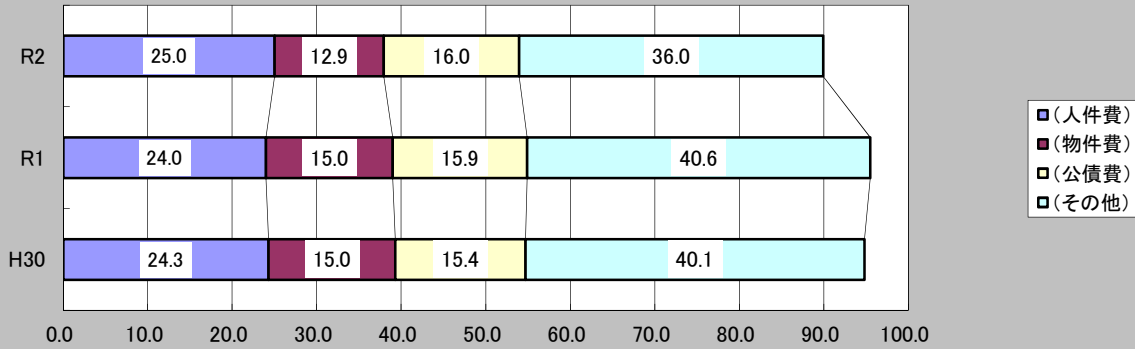
4 経常収支比率の推移(普通会計)

(単位：％)

	経常収支比率				
		(人件費)	(物件費)	(公債費)	(その他)
R2	89.9	25.0	12.9	16.0	36.0
R1	95.5	24.0	15.0	15.9	40.6
H30	94.8	24.3	15.0	15.4	40.1

*各年度の数値は、決算統計データによる。(減税補てん債、臨時財政対策債を含む)

経常収支比率の推移



【経常収支比率】

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

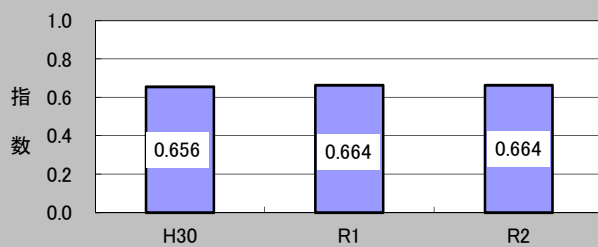
5 財政力指数等の推移(普通会計)

	財政力指数	公債費負担比率	実質公債費比率
R2	0.664	13.2	6.8
R1	0.664	13.9	7.2
H30	0.656	13.2	7.2

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高ければ高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。指数が1を超えた場合は普通交付税の不交付団体となります。

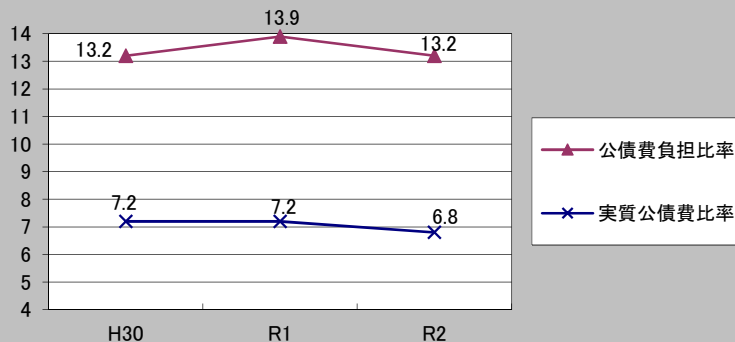
財政力指数の推移



【公債費負担比率】

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指数の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいるといえます。

公債費負担比率・実質公債費比率の推移



【実質公債費比率】

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標であり、地方債を起す際に総務大臣や都道府県知事の許可が必要となるかどうかを判定する基準で、従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入しています。この値が18%以上の地方公共団体は、起債に際し、引き続き総務大臣等の許可が必要となり、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。